

西宮市上下水道局工事監督要領

(平成 14 年 4 月 19 日)

(決裁工務第 4 号)

沿 革

平成 15 年 10 月 21 日 決裁工務 190 号 [1]

平成 25 年 3 月 28 日 決裁水配 772 号 [2]

平成 29 年 3 月 31 日 [3]

平成 30 年 3 月 31 日 [4]

令和 元年 7 月 1 日 [5]

1 通則

西宮市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するために必要な工事監督の実施について、関係法令及び西宮市上下水道局契約規程（昭和 43 年西宮市水道局管理規程第 13 号）において準用する西宮市契約規則（昭和 39 年西宮市規則第 26 号。以下「契約規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めによるものとする。

[2] [3]

2 工事監督員

工事監督員とは、契約規則第 28 条の規定により、工事担当課長から監督を指名された職員で総括監督員及び主任監督員を総称する。[2] [3]

3 工事監督員の指名

工事担当課長は、工事請負契約ごとに、次のとおり工事監督員を指名するものとする。（「総括監督員指名通知書」[検 2-①号様式]、「主任監督員指名通知書」[検 2-②号様式]）

(1) 総括監督員は、課長補佐または係長相当以上の職員

(2) 主任監督員は、技師相当以上の職員（ただし、試用期間中の職員を除く。）

[2] [3]

4 工事監督業務

工事監督員は、現場状況を的確に把握し、設計図書及び契約書その他関係書類（以下「設計図書等」という。）の他、関係法令、西宮市上下水道局監督規程（平成 14 年西宮市水道局訓令第 3 号。）並びに本要領に基づき監督行為を厳正に行うものとする。[2] [3]

5 工事監督業務の分担

(1) 総括監督員の業務

総括監督員は、次の各号に掲げる業務を担当する。

ア 工事請負契約に基づく工事監督員の権限とされたもの

イ 契約の履行について、受注者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理

ウ 関連工事の調整のうち重要なものの処理

エ 工事内容の変更、一時中止、又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該工事担当課長に対する報告

オ 主任監督員の指導並びに工事監督業務の掌理

(2) 主任監督員の業務

主任監督員は、次の各号に掲げる業務を担当する。

- ア 受注者に対する指示、承諾又は協議(重要なものを除く。)の処理
- イ 工事实施のための詳細図等の作成及び交付、又は受注者が作成した図書の承諾
- ウ 設計図書等に基づく工程の管理
- エ 立会い、工事施工状況の確認(段階確認又は一工程の施工の確認)、工事材料の試験又は検査の実施(他の者に実施させ、当該実施の確認をすることを含む。)
- オ 関連工事の調整(重要なものを除く。)
- カ 設計図書等の変更(重要なものを除く。)
- キ 工事内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における総括監督員への通知及び報告
- ク 現場監督業務の掌握

[2] [3] [5]

6 契約の相手方への通知

工事担当課長は、当該工事の工事請負契約締結後、遅滞なく工事監督員の職、氏名を「工事監督員(変更)通知書」[検2号様式]により受注者に通知するものとする。工事監督員の変更があった場合も同様とする。[5]

7 工事監督の技術基準

工事監督員が工事を監督するのに必要な技術基準は、別記「西宮市上下水道局工事監督技術基準(平成14年4月19日決裁工務第25号)」による。[1] [3]

8 受注者への指示

- (1) 契約の履行について、工事監督員が受注者に対して指示、承諾又は協議する場合は、前項の技術基準に従い、「工事指示書」[検11-1, 2, 3号様式]及び「工事打合簿」[検8号様式]によって行うものとする。
- (2) 工事の指示内容が重要なものまたは設計変更が必要なものについては、工事指示書によって行うこととし、指示内容により適切な決裁を得るものとする。また、設計変更を要しない軽微な指示内容については、工事打合簿を用いて行うものとする。
- (3) 工事指示書及び工事打合簿の発行に当たっては、受注者に直接交付するとともに、控に受領印をとるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは臨機に指示をした後、速やかに決裁を受けるものとする。
- (4) 発行した工事指示書及び工事打合簿は受注者に厳重に保管させ、設計図書、工期等の変更、又は変更契約を行う必要のあるとき照会に用いるものとする。

[4] [5]

9 工事監督に関する図書

工事監督員は次に掲げる図書(受注者から提出された図書を含む。)を作成及び分類整理しておくものとする。[1] [2] [3] [4] [5]

- (1) 工事の施工計画
- (2) 工事材料の試験及び検査結果を記録した書類
- (3) 出来形を記載した図書
- (4) 工事实施状況の写真及び電子データ
- (5) 契約履行に関する協議事項を記録した書類
- (6) 施工プロセスチェックリスト

(7) その他工事監督に関する図書

10 工事監督業務を委託する場合

- (1) 契約規則第 33 条の規定により市職員以外の者に委託して工事監督を行わせようとするときは、あらかじめ西宮市上下水道局事業管理者の承認を受けるものとする。
- (2) 上下水道局職員以外の者に工事監督を委託する場合は、当該工事の内容、工事監督の技術基準、工事監督の方法、工事担当課との連絡協議および報告すべき事項その他必要事項を記載した委託契約書を作成して行う。〔3〕

付 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 15 年 10 月 21 日決裁工務第 190 号〔1〕）

この要領は、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

付 則（平成 25 年 3 月 28 日決裁水配第 772 号〔2〕）

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要領の実施前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

付 則（平成 29 年 3 月 31 日〔3〕）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 3 月 31 日〔4〕）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年 7 月 1 日〔5〕）

この要領は、令和元年 7 月 1 日から適用する。